

「理事の報告義務」に関する規定について（第16条関係）

（説明事項）

- 本別紙では「理事の報告義務」に関する規定について、「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」の設置有無等に合わせて15パターン例示する。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ



		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7－1 (102)	例 7－2 (103)	例 7－1 (102)	例 7－2 (103)	例 7－3 (104)
	②	例 7－4 (105)	例 7－5 (106)	例 7－4 (105)	例 7－5 (106)	例 7－6 (107)
	③	例 7－1 (102)	例 7－2 (103)	例 7－7 (108)	例 7－8 (109)	例 7－3 (104)
	④	例 7－4 (105)	例 7－5 (106)	例 7－9 (110)	例 7－10 (111)	例 7－6 (107)
	⑤	例 7－11 (112)	例 7－12 (113)	例 7－13 (114)	例 7－14 (115)	例 7－6 (107)

※ （ ）内の数字は、本作成例のページ番号を示す。

<例 7-1：下表の「①」及び「ア」、「①」及び「ウ」並びに「③」及び「ア」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長、副理事長及び常任理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-2：下表の「①」及び「イ」、「①」及び「エ」並びに「③」及び「イ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
(理事の報告義務) 第16条 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-3：下表の「①」及び「オ」並びに「③」及び「ウ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長及び副理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-4：下表の「②」及び「ア」、「②」及び「ウ」並びに「④」及び「ア」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
(理事の報告義務) 第16条 理事長、代表業務執行理事及び常任理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-5：下表の「②」及び「イ」、「②」及び「エ」並びに「④」及び「イ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-6：下表の「②」及び「オ」、「④」及び「オ」並びに「⑤」及び「オ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
(理事の報告義務) 第16条 理事長及び代表業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-7：下表の「③」及び「ウ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長、副理事長及び常任理事（第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-8：下表の「③」及び「エ」の場合>

(代表業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

(業務執行理事)

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
(理事の報告義務) 第16条 理事長、副理事長及び業務執行理事（第14条第5項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7－9：下表の「④」及び「ウ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7－1	例 7－2	例 7－1	例 7－2	例 7－3
	②	例 7－4	例 7－5	例 7－4	例 7－5	例 7－6
	③	例 7－1	例 7－2	例 7－7	例 7－8	例 7－3
	④	例 7－4	例 7－5	例 7－9	例 7－10	例 7－6
	⑤	例 7－11	例 7－12	例 7－13	例 7－14	例 7－6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長、代表業務執行理事及び常任理事（第14条第4項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7－10：下表の「④」及び「エ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7－1	例 7－2	例 7－1	例 7－2	例 7－3
	②	例 7－4	例 7－5	例 7－4	例 7－5	例 7－6
	③	例 7－1	例 7－2	例 7－7	例 7－8	例 7－3
	④	例 7－4	例 7－5	例 7－9	例 7－10	例 7－6
	⑤	例 7－11	例 7－12	例 7－13	例 7－14	例 7－6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事（第14条第 4 項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3 月と 9 月の年 2 回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3 月に 1 回以上」等と規定することも可能。

<例 7-11：下表の「⑤」及び「ア」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長及び常任理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-12：下表の「⑤」及び「イ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例 7-13：下表の「⑤」及び「ウ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例 7-1	例 7-2	例 7-1	例 7-2	例 7-3
	②	例 7-4	例 7-5	例 7-4	例 7-5	例 7-6
	③	例 7-1	例 7-2	例 7-7	例 7-8	例 7-3
	④	例 7-4	例 7-5	例 7-9	例 7-10	例 7-6
	⑤	例 7-11	例 7-12	例 7-13	例 7-14	例 7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長及び常任理事（第14条第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

<例7-14：下表の「⑤」及び「エ」の場合>

（代表業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「副理事長」等の名称を用いる	①
	「副理事長」等の名称を用いない	②
将来的に置く可能性あり	「副理事長」等の名称を用いる	③
	「副理事長」等の名称を用いない	④
置かない	—	⑤

※ 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。

（業務執行理事）

設置予定の有無	学校法人内の役職	記号
今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合	「常任理事」等の名称を用いる	ア
	「常任理事」等の名称を用いない	イ
将来的に置く可能性あり	「常任理事」等の名称を用いる	ウ
	「常任理事」等の名称を用いない	エ
置かない	—	オ

※ 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。

		業務執行理事のパターン記号				
		ア	イ	ウ	エ	オ
代表業務 執行理事の パターン 記号	①	例7-1	例7-2	例7-1	例7-2	例7-3
	②	例7-4	例7-5	例7-4	例7-5	例7-6
	③	例7-1	例7-2	例7-7	例7-8	例7-3
	④	例7-4	例7-5	例7-9	例7-10	例7-6
	⑤	例7-11	例7-12	例7-13	例7-14	例7-6

寄附行為作成例	備考
（理事の報告義務） 第16条 理事長及び業務執行理事（第14条第3項により選定する場合に限る。以下同じ。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	● 収益事業を行う場合には、「第14条」を「第15条」に変更すること。 ● 業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。 ● 報告の時期を具体的に規定すること（例えば、3月と9月の年2回報告すること）も可能。また、報告の頻度を「3月に1回以上」等と規定することも可能。

—このページは空白です。—